

西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画
計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成26年6月20日
経 済 産 業 省

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」について、西部ガス株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福岡県北九州市若松区
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：160万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年3月24日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年5月30日
経 済 産 業 大 臣 意 見	平成26年6月20日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、樫福

電話：03－3501－1742（直通）

西部ガス株式会社「ひびき天然ガス発電所（仮称）設置計画 計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

- （１）今後、本事業に伴い発生する排ガスに係る大気環境の保全対策、施設の稼働に伴う騒音及び振動対策、施設の稼働及び工事の実施に伴い発生する排水に係る水環境の保全対策、動植物及び人と自然との触れ合いの活動の場等への影響を回避・低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。
- （２）今後の検討に当たっては、地元自治体の意見を十分勘案し、環境影響評価において重要である住民関与についても十全を期すること。

2. 各論

（１）大気環境

事業実施想定区域の周辺には、ばい煙発生施設が多数存在し、大気質の予測結果の最大着地濃度出現地点の周辺には住居地域が存在することから、施設の稼働に伴う大気質の環境影響の回避・低減を図るため、煙突高及び煙突配置等の検討に当たっては、短期高濃度条件等についても考慮すること。

（２）騒音及び振動

事業実施想定区域の南側約５００メートルには居住地域及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響が懸念される。

このため、騒音及び振動の発生が見込まれる施設（タービン、ボイラー施設等）の配置等の検討に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、居住地域等への影響を回避・低減するよう配慮すること。

（３）動物

事業実施想定区域の周辺には、チュウヒ等の重要な動物種の存在が文献により確認されていることから、施設の稼働及び工事の実施に伴うこれら動物種への影響が懸念される。

このため、施設の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を受けた上で科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、動物種への影響を回避・低減するよう配慮すること。

（４）水環境及び廃棄物等

事業実施想定区域は、廃棄物等が埋め立てられて造成された土地であることから、工事の実施に伴い、埋め立てられていた廃棄物等に起因する汚水等の発生等による環境影響及び廃棄物層まで掘削する場合に生じる廃棄物の処理が懸念される。

このため、必要に応じて今後専門家等の助言を受けた上で科学的知見に基づく十分かつ適切な調査をし、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、水環境及び廃棄物に係る影響を回避・低減するよう配慮すること。

（５）温室効果ガス

① 電力業界全体の実効性ある取組が確保されるための自主的枠組が構築されるまでの間は、事業者として、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本発電設備の熱効率の適切な維持管理を通じて着実に二酸化炭素排出量を削減すること。当該自主的枠組が構築された後は、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

② エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の計画・目標の策定と併せて、電力業界全体の自主的な枠組の構築に向けて、発電事業者として可能な限りの取組を行うこと。

③ 本設備は２０５０年においても稼働していることが想定されることから、第四次環境基本計画（平成２４年４月２７日閣議決定）に位置付けられた「２０５０年までに８０パーセントの温室効果ガス排出削減」を目指すとの国の長期目標との整合性を確保するため、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage：CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況も踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。

④ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減措置について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講じること。

（６）その他

本事業により経年火力発電設備の稼働が減少されれば、環境保全上の優位性をもたらすことに鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。また、関係者と協力し、計画どおり最新鋭の天然ガス火力発電設備の導入及び稼働による二酸化炭素の排出削減に向けて着実に取り組むこと。